

「継続企業の前提に関する注記」等に係る財規等の改正への対応 I (決算短信関係)

平成21年4月20日に財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財規」という。）等が改正され、継続企業の前提に関する注記（以下「GC注記」という。）について、その記載の要否を判断するための要件及び注記内容並びに有価証券報告書への記載事項に関する変更が行われました。

この財規等の改正を受けた決算短信作成要領の見直し等については、下記のとおりとします。
なお、この決算短信の見直しは、改正後財規等の適用時期と同様に、平成21年3月31日以後に終了する事業年度に係る通期決算短信について適用することとします。

記

1. GC注記について該当事項がある場合の取扱い

○ GC注記の要否及び注記内容についての留意事項

GC注記に関しては、該当がある場合は必ず決算短信への記載を要することについては変更ありませんが、当該注記の記載の要否及び注記内容については、改正後財規に従うこととなりますので御留意ください。

○ GC注記を行う際の表題名称の変更

GC注記を行う際の項目名称を、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」から「継続企業の前提に関する注記」に変更します。具体的な決算短信作成要領の変更内容については、次ページ以降を御参照ください。

2. 「重要事象等」が存在する場合の取扱い

○ 「II 定性的情報・財務諸表等 1. 経営成績」への項目追加

GC注記の記載の有無に関わらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合には、有価証券報告書の「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に一定の記載をすることとなります。

決算短信においても、重要事象等が存在する場合は定性的情報（II 定性的情報・財務諸表等 1. 経営成績）に「（5）継続企業の前提に関する重要事象等」の項目を新設して、同様の記載を行うこととします。具体的な記載内容については、次ページ以降を御参照ください。

なお、この項目は該当がある場合にのみ記載し、該当がない場合は表題も含めて記載は不要です。

《通期決算短信作成要領 改定内容》・・・・・・・・（黄色部分が改定箇所です。）

○ 連結財務諸表作成会社用決算短信様式

・ 決算短信の構成（開示項目）

※ 下線を付した項目は重要性等に応じて開示を省略できるものです。詳細は、開示・記載上の注意をご覧ください。

I サマリー情報（定型様式）

1. 連結業績

- （1）連結経営成績
- （2）連結財政状態
- （3）連結キャッシュ・フローの状況

2. 配当の状況

3. 連結業績予想

4. その他

- （1）期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）
- （2）連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更
- （3）発行済株式数（普通株式）

（参考）個別業績の概要

1. 個別業績

- （1）個別経営成績
- （2）個別財政状態

2. 個別業績予想

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

II 定性的情報・財務諸表等

1. 経営成績

- （1）経営成績に関する分析
- （2）財政状態に関する分析
- （3）利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当
- （4）事業等のリスク（ただし、セントレックス上場会社は必須）

（5）継続企業の前提に関する重要事象等

2. 企業集団の状況

3. 経営方針

- （1）会社の経営の基本方針
- （2）目標とする経営指標
- （3）中長期的な会社の経営戦略
- （4）会社の対処すべき課題
- （5）その他、会社の経営上重要な事項

4. 連結財務諸表

- （1）連結貸借対照表
- （2）連結損益計算書
- （3）連結株主資本等変動計算書

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(5) 継続企業の前提に関する注記

(6) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(7) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(8) 連結財務諸表に関する注記事項

a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項等

b セグメント情報

c リース取引

d 関連当事者との取引

e 税効果会計

f 金融商品

g 有価証券

h デリバティブ取引

i 退職給付

j スtock・オプション等

k 企業結合等

l 資産除去債務

m 賃貸等不動産

n 1株当たり情報

o 重要な後発事象

5. 個別財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書

(3) 株主資本等変動計算書

(4) 継続企業の前提に関する注記

(5) 重要な会計方針

(6) 重要な会計方針の変更

(7) 個別財務諸表に関する注記事項

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書に関する注記事項等

b リース取引

c 有価証券

d 税効果会計

e 1株当たり情報

f 重要な後発事象

6. その他

(1) 役員の異動

(2) その他

○ 連結財務諸表非作成会社用決算短信様式

・ 決算短信の構成（開示項目）

※ 下線を付した項目は重要性等に応じて開示を省略できるものです。詳細は、開示・記載上の注意をご覧ください。

I サマリー情報（定型様式）

1. 業績

- （1）経営成績
- （2）財政状態
- （3）キャッシュ・フローの状況

2. 配当の状況

3. 業績予想

4. その他

- （1）重要な会計方針の変更
- （2）発行済株式数（普通株式）

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

II 定性的情報・財務諸表等

1. 経営成績

- （1）経営成績に関する分析
- （2）財政状態に関する分析
- （3）利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当
- （4）事業等のリスク（ただし、セントレックス上場会社は必須）
- （5）継続企業の前提に関する重要事象等

2. 企業集団の状況

3. 経営方針

- （1）会社の経営の基本方針
- （2）目標とする経営指標
- （3）中長期的な会社の経営戦略
- （4）会社の対処すべき課題
- （5）その他、会社の経営上重要な事項

4. 財務諸表

- （1）貸借対照表
- （2）損益計算書
- （3）株主資本等変動計算書
- （4）キャッシュ・フロー計算書
- （5）継続企業の前提に関する注記
- （6）重要な会計方針
- （7）重要な会計方針の変更
- （8）財務諸表に関する注記事項

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書に

関する注記事項等

b リース取引

c 金融商品

d 有価証券

e デリバティブ取引

f 持分法投資損益等

g 関連当事者との取引

h 税効果会計

i 退職給付

j スtock・オプション等

k 企業結合等

l 資産除去債務

m 賃貸等不動産

n 1株当たり情報

o 重要な後発事象

5. その他

(1) 役員の異動

(2) その他

○ 決算短信の開示・記載上の注意

Ⅱ 定性的情報・財務諸表等

1. 経営成績（連結財務諸表作成会社・非作成会社共通）

《「(4) 事業等のリスク」の次に新たに項目を追加》

開示事項・内容	開示・記載上の注意
(5) 継続企業の前提に関する重要事象等	
(開示の要否)	会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合は必ず記載してください。該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
(開示内容)	重要事象等が存在する場合は、以下の事項について具体的に記載してください。 ・その旨及びその内容 ・当該重要事象等についての分析・検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

4. 連結財務諸表（連結財務諸表非作成会社の場合は「4. 財務諸表」）

《表題名称の変更》

開示事項・内容	開示・記載上の注意
(5) 継続企業の前提に関する注記	該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載してください。また、該当事項がない場合でも、表題を残した上で「該当事項なし」と記載してください。

5. 個別財務諸表（連結財務諸表作成会社のみ）

《表題名称の変更》

開示事項・内容	開示・記載上の注意
(4) 継続企業の前提に関する注記	該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載してください。また、該当事項がない場合でも、表題を残した上で「該当事項なし」と記載してください。

以 上